

東日本大震災被災者支援情報

忘れていませんか？

災害義援金や災害見舞金の申請

期限は4月30日(火)まで

被災した世帯に対し、被害の状況に応じ「千葉県災害義援金」「旭市災害義援金」「旭市災害見舞金」を支給しています。手続きが済んでいない世帯は、必ず期限までに手続きを済ませてください。

なお千葉県のホームページ(<http://www.pref.chiba.lg.jp/>)、市ホームページで、くわしい内容を見ることができます。

対象／震災発生時、旭市に居住していて、人的被害・住宅被害を受けた世帯

※車庫、物置、空き家、工場などの住家でない建物は住宅被害の対象外。居住状況により、支給されないこともあります。

申請期限／4月30日(火)

※期限を過ぎると支給されません。

必要書類／旭市災害見舞金振込口座届出書、災害義援金配分申請書、預金通帳の写し(振り込み先の金融機関の名称と口座番号、口座名義人があるもの)

※届出書と申請書は社会福祉課にあります。

申請・問い合わせ先

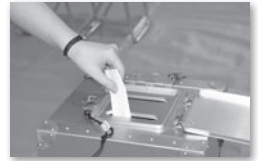
社会福祉課(☎62-5317、☎62-5861、☎62-5351)

3月17日(日)は 千葉県知事選挙の投票日

続いてる

あなたの一票

未来まで



〈投票〉

日時／3月17日(日) 午前7時～午後8時

場所／市内の各投票所

※郵送された入場券に記載してある場所以外では、投票できません。

〈開票〉

日時／3月17日(日) 午後9時～

場所／旭市総合体育館

〈投票所に行けない人は期日前投票・不在者投票を〉

期間／3月16日(土)まで

時間／午前8時30分～午後8時

場所／市役所本庁と各支所

※支所は期日前投票のみ。

問い合わせ先

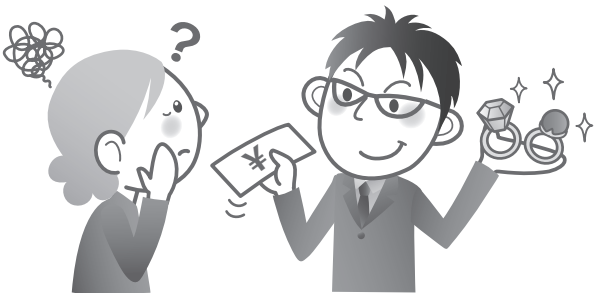
旭市選挙管理委員会(☎62-5310・総務課庶務行政班内)

消費生活センター

ほんと通信

Vol.24

貴金属などの訪問購入に関する 新しいルール



多発する貴金属などの訪問購入のトラブルに対応するため、購入業者の不当な行為を規制し、消費者を保護するルールができました。

◆よくある訪問購入のトラブル

- 突然業者が訪問してきて、貴金属や着物などを買い取るという。断ってもしつこく勧誘される。
- 売ったものを返してほしいが、業者の連絡先が分からない。
- クーリング・オフをしようとしたが「買い取りはクーリング・オフできない」と言われた。

◆消費者のための新しい制度

〈クーリング・オフが可能〉

- 必要事項が記載された書面を、業者より受け取ってから8日以内は、無条件で契約の申し込み撤回や契約解除ができる。

〈物品の引き渡しの拒絶〉

- クーリング・オフ期間中は、物品の引き渡しを拒むことができる。

◆購入業者が守るべきこと

- 訪問購入では飛び込みの勧誘は禁止。
- 消費者から「査定」の依頼があっても、それ以上の勧誘行為はしてはいけない。
- 一度取引を断った消費者への再勧誘は禁止。
- 必要事項(業者の連絡先、物品の種類や特徴、購入価格、クーリング・オフ制度など)を記載した書面を消費者に渡す。

◆消費者が気を付けること

- 消費者が自ら自宅での契約を望んだ場合は対象外。
- 物品の引き渡し後に取り戻すことは、難しいことになりはたないので、契約は慎重に。契約を望まない場合は、勧誘の段階できっぱり断る。
- 全ての物品が対象ではない。自動車、家具、家電、本、CD、DVD、ゲームソフト類、有価証券などは対象外なので注意する。

岡旭市消費生活センター(☎63-7272)・相談直通電話(☎62-8019)